

令和2年4月10日制定
宮城県環境生活部環境政策課

宮城県の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等交付規則」（昭和51年宮城県規則第36号）第21条の規定に基づく知事の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックの効率的活用を図るため、概ね10年を経過した補助対象財産は補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の明確化及び透明性の確保を図ることを目的として、下記のとおり、環境政策課所管の補助金に係る財産処分承認基準を定める。

記

環境政策課所管の補助金に係る財産処分承認基準

第1 趣 旨

環境政策課が所管する補助金について、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第21条の規定に基づく財産処分（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。以下同じ。）の承認をする場合の基準（以下「承認基準」という。）を定める。

第2 定 義

本承認基準で定める財産処分の定義は、次のとおりとする。

- (1) 転用 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- (2) 譲渡 補助対象財産の所有者の変更
- (3) 交換 補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- (4) 貸付 補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- (5) 担保に供する処分 補助対象財産に対する抵当権その他の担保権の設定
- (6) 取壊し 補助対象財産（施設に限る。）の使用を止め、取り壊すこと。
- (7) 廃棄 補助対象財産（設備に限る。）の使用を止め、廃棄処分すること。

第3 適用範囲

本承認基準は、次に掲げる補助金にかかる財産処分に適用するものとする。

- (1) みやぎ産業廃棄物3R等推進事業費補助金
- (2) 省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金
- (3) 再生可能エネルギー等設備導入支援事業補助金
- (4) クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業補助金
- (5) 宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業費補助金

第4 承認の手続

1 申請手続の原則

- (1) 財産処分を行おうとする補助事業者は、あらかじめ、補助金交付要綱に定める財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 次に掲げる場合は、本承認基準に定める手続を要しないものとする。
 - ア 補助金交付要綱で定める処分制限期間を経過した場合
 - イ 補助目的たる事業を遂行するために必要となる補助対象財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合
 - ウ 補助事業の成果の全部又は一部を商品化等するために必要な技術開発、又は補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に使用する場合

2 申請手続の特例

次に掲げる財産処分であって、知事への報告があったものについては、1の規定にかかわらず、知事の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- (1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設又は設備（以下「施設等」という。）又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）をするための財産処分（以下「包括承認事項」という。）
- (2) 補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）行う転用又は貸付け。ただし、貸付けの場合には次の条件を付した上で行うものに限る。
 - ア 使用予定者との間で当該一時使用に係る管理協定を締結すること。
 - イ 原則無償貸付けとする。ただし、実費相当額の負担を求める場合は、この限りではない。

第5 県費の納付に関する承認の基準

1 県費の納付に関する条件を付さずに承認する場合

次に掲げる財産処分については、県費の納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を県に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

- (1) 包括承認事項
- (2) 経過年数が10年以上である施設等（補助対象財産について、別に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）に規定する補助金等の交付を受けているものに限る。）に係る財産処分であって、次に掲げる場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、適正化法の規定に基づく財産処分の承認の基準等として各省庁により定められた事業（以下「各省庁通知事業」という。）に使用する場合
 - イ 交換により得た施設等において各省庁通知事業を行う場合
 - ウ 各省庁通知事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合
 - エ 国又は県、市町村（以下「国等」という。）に無償譲渡又は無償貸付をする場合
- (3) 経過年数が10年以上である施設等（(2)の規定の適用を受けるものを除く。）の国等への無償譲渡又は無償貸付
- (4) 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、(2)に規定する場合に該当するものうち、国等の施策に伴うものであって、知事が適当であると個別に認めるもの
- (5) 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付
- (6) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事由等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）
- (7) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

2 県費の納付に関する条件を付して承認する場合

上記1以外の財産処分については、県費の納付に関する条件を付して承認するものとする。

3 再処分に関する条件

(1) 再処分に関する条件を付す場合

上記1の(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる財産処分（取壊し等及び国等への無償譲渡を除く。）の承認には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には当該期間）を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

(2) 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認についても、この承認基準を適用する。この場合において、当該施設等に係る経過年数は、補助目的のために使用した期間及び財産処分後に使用した期間を通算した年数とする。

4 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を県に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助対象財産を取得する際に、当該補助対象財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第6 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（残存簿価（減価償却後の額）に比して著しく低価である場合には、残存簿価）に、総事業費（補助対象額を超える設置者負担分を含む。）に対する補助金の額の割合を乗じて得た額とする。

(ア) 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、各省庁通知事業を行うもの

(イ) 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって各省庁通知事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると知事が個別に認めるもの

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額（処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

(1) のアに掲げる以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

県費の納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

3 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡に係るものと同じ額とする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第5及び第6の規定は、令和2年度以降の補助事業に係る補助対象財産から適用する。